

# 食品安全委員会第987回会合議事録

1. 日時 令和7年6月17日（火） 14：00～14：22

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・微生物 1案件

（農林水産省からの説明）

家畜伝染病予防法施行令の一部改正について（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの対象家畜追加）

・飼料添加物 1品目

（農林水産省からの説明）

L-カルニチン

(2) 企画等専門調査会における審議結果について

・令和6年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について

(3) その他

## 4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、頭金委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(説明者)

農林水産省 大倉家畜防疫対策室長

農林水産省 大石飼料安全・薬事室長

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、

古田評価第二課長、楠川情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、

寺谷評価調整官

## 5. 配付資料

資料1-1 食品健康影響評価について＜家畜伝染病予防法施行令の一部改正（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの対象家畜追加）＞

- 資料 1 - 2 参考資料<高病原性鳥インフルエンザとは>
- 資料 1 - 3 食品健康影響評価について<L-カルニチン>
- 資料 2 令和 6 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）

## 6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第987回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、農林水産省の大倉家畜防疫対策室長、大石畜飼料安全・薬事室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第987回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は4点でございます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について<家畜伝染病予防法施行令の一部改正（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの対象家畜追加）>」、資料 1 - 2 が「参考資料<高病原性鳥インフルエンザとは>」、資料 1 - 3 が「食品健康影響評価について<L-カルニチン>」、資料 2 が「令和 6 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関

からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、農林水産省から6月11日付で微生物1案件、資料1-3にありますとおり、農林水産省から6月11日付で飼料添加物1品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

まず、微生物1案件についてです。

それでは、農林水産省の大倉家畜防疫対策室長から説明をお願いいたします。

○大倉家畜防疫対策室長 ただ今御紹介いただきました農林水産省動物衛生課、大倉と申します。

本日、御審議いただく案件ですけれども、資料1-1でございます。家畜伝染病予防法第2条第1項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行令第1条の表を改正し、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの対象家畜としてエミューを追加することについて、貴委員会の意見を求めるものでございます。

資料1-1の2ページ目、別紙を御覧いただきたいと思います。この政令改正の趣旨と概要についてでございます。

背景ですが、家畜伝染病予防法において、家畜の伝染性疾病の中で、高病原性鳥インフルエンザなど、その病性、発生状況、予防・治療法の有無、畜産情勢等を勘案いたしまして、発生による蔓延を防止するため、殺処分等の強力な措置を講ずる必要があるものとして家畜伝染病、通称法定伝染病として定めてございます。

また、それぞれの家畜伝染病に対応して、その対象となる家畜として、法及び政令において家畜を規定いたしまして、飼養頭羽数の県知事への報告あるいは殺処分の実施等、所要の防疫措置を求めているところでございます。

現在、家畜伝染病の対象家畜として、例えば家禽については、法律で鶏、あひる等、政令においてきじ、だちょう等が指定されてございます。

このような状況下で、高病原性鳥インフルエンザについて、全世界的に発生が続いております。高病原性鳥インフルエンザウイルスが渡り鳥によって国内に持ち込まれ、我が国においても本病が発生するリスクは高まっている状況でございます。

実際に我が国内においても、令和2年以降5年連続で農場での発生が確認されており、平時からの防疫体制の構築と迅速な蔓延防止措置が重要でございます。

ここで、エミューについてですけれども、近年、採卵、肉、それから化粧品等の用途として採油等の用途で我が国において飼養羽数が増加している状況でございます。現行政令で規定しているだちょうよりも飼養羽数が既に上回るという、我が国において一定規模の定着をしてきている状況でございます。

加えまして、エミューについて、基幹家畜である鶏等と同様に高病原性鳥インフルエンザに関する感受性がございますので、エミューが高病原性鳥インフルエンザに感染した際、鶏等の基幹家畜にまで影響を及ぼしかねない状況でございます。

こういった状況を鑑み、2番ですけれども、家畜伝染病予防法施行令第1条の表を改正いたしまして、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの対象家畜にエミューを追加するということでございます。

現在、法律で鶏、あひる、うずらの3種類の家禽、政令においては4種類の家禽が定められておるのですけれども、これに政令において新たにエミューを1種類追加するという内容になってございます。

参考でございますが、3ページになります。エミューについて若干の御説明を補足させていただきます。我が国において主要生産地、今、福島県、福岡県、佐賀県、熊本県が主要な産地となっております。特に飼養状況でございますけれども、今これらの県を中心として全国で151戸、2,000羽弱が飼養されてございます。これが令和6年12月時点で調査したものでございますけれども、令和2年時点の段階から既に飼養戸数でいうと3倍以上増えているということで、近年急速に飼養数が増えている状況でございます。

既に政令で定められているだちょうと比較しても、その飼養規模は既に上回っているという状況でございます。

あとの資料は参考になってございますので、説明は割愛させていただきます。

私からの説明は以上になります。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

ただ今の農林水産省からの御説明によりますと、今般の改正については、家畜伝染病予防法施行令第1条の表を改正し、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの対象家畜にエミューを追加することにより、現行の家畜防疫体制の強化を図るものであります。このため、当該施行令の改正により、人の健康へのリスクが高まるとは考え難いことから、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められる旨を農林水産大臣に通知したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

大倉室長、どうもありがとうございました。

○大倉家畜防疫対策室長 ありがとうございます。

○山本委員長 続いて、飼料添加物1品目についてです。

それでは、農林水産省の大石飼料安全・薬事室長から説明をお願いいたします。

○大石飼料安全・薬事室長 農林水産省畜水産安全管理課の大石です。よろしくお願いいたします。

本日、食品健康影響評価をお願いする物質は、L-カルニチンでございます。

資料1-3を御覧ください。L-カルニチンは、あらゆる動物に存在し、生命活動に必須の微量成分です。生体においては、脂肪酸のエネルギー代謝において必要とされております。母豚に給与することにより、生まれる子豚の体重が増加する効果が確認されております。

本物質は、国内におきましては、平成30年に体重がおおむね120 kgを超えた種豚用の飼料添加物として既に指定されております。

海外での使用状況としましては、EUにおいて、全ての畜種に対して、添加上限なく使用が認められております。そのほか、米国、カナダ、南米、中国及び韓国など19か国以上で使用されております。

今般、L-カルニチンについて、体重がおおむね120 kgを超えた種豚に加えて、体重がおおむね60 kgを超えて120 kg以内である種豚育成中の豚用飼料への添加を可能とする対象家畜の適用拡大の要望がございました。

この改正については、農業資材審議会に諮問を行い、その結果、令和7年4月16日に同審議会より改正は適当との答申を得ております。

今回、貴委員会に意見を求める改正の概要としましては、要望のあったL-カルニチンについて、種豚（体重がおおむね120 kgを超えたものに限る。）及び種豚育成中（体重がおおむね60 kgを超えて120 kg以内のものに限る。）の豚用飼料に添加することができるよう、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の飼料一般の製造の方法の基準を改正することとなります。

今後の方針としましては、貴委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、省令の改正に向けて必要な手続を進める予定としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

L-カルニチンについては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しており

ますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

本飼料添加物については、今回の諮問に当たり、試験成績等が追加提出されております。同委員会決定の1の(2)の規定により、先ほどの農林水産省からの説明及び今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響を及ぼすかどうかについて検討を行いますので、担当の私から御説明申し上げます。

本飼料添加物については、海外評価機関に提出された分析データ等が追加されており、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかと認められます。このことから、本飼料添加物については、肥料・飼料等専門調査会において審議するというところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、本件については、肥料・飼料等専門調査会において審議することといたします。

大石室長、ありがとうございました。

## (2) 企画等専門調査会における審議結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「企画等専門調査会における審議結果について」です。

6月12日に行われました第45回企画等専門調査会において、令和6年度食品安全委員会運営状況について委員会に報告することを決定いたしました。

まず、令和6年度食品安全委員会運営状況報告について、事務局から説明してください。

○藤田総務課長 事務局総務課でございます。

では、お手元の資料2に基づきまして、報告書案について御説明を申し上げます。

先ほど委員長から説明がございましたとおり、先日の企画等専門調査会において、令和6年度食品安全委員会運営状況報告書(案)について審議いただき、報告いただくものとなりました。

右下のページで24ページ目を御覧いただきたいと存じます。参考資料を用いまして御説明申し上げます。

まず、26ページ目ですけれども、食品安全の基本的事項といたしまして、リスクアナリシスをはじめとする我が国の食品安全行政の基本的な枠組みを御紹介しております。

次に、27ページ目ですけれども、これは昨年度の委員会の運営全般でございます。食品安全委員会を42回、専門調査会等は112回開催いたしまして、それにおいて75件の評価依頼を受けまして、過去分も含めまして83件の評価を終了しております。

以下で委員会決定の改正でございますとか、企画等専門調査会の開催について御紹介しております。

次に、28ページ目ですけれども、DXの取組についてでございます。毒性試験データのオープンデータ化や情報の収集・整理へのデジタル技術の活用に向けた検討を行ったところでございます。

次のページです。これは企画等をはじめとする専門調査会の開催状況の一覧でございます。

次のページは、ワーキンググループの開催状況になります。

次のページは、食品安全委員会の創設以来の審議状況の累計の件数になります。累計で一番下の合計のところでは約3,600件の要請があり、240件が審議中、3,300件余が評価終了となっております。

次のページ、評価ガイドラインの策定でございますが、昨年度では、薬剤耐性菌の評価指針を改正したところがございます。今回は、左上のところですが、養殖水産動物に抗菌性物質を使用した場合の薬剤耐性菌の検討結果を踏まえた改正内容となっております。

次のページです。「自ら評価」の案件の推進です。昨年度においては、この青の矢印のスケジュールで案件公募、審議を行いまして、「自ら評価」案件として選定されるものはなかったという形です。その他、過去の自ら評価の対応といたしまして、アレルギーにつきましてファクトシートを公表したところです。

次のページはPFASになります。これは令和4年度において「自ら評価」案件として選定されたものです。ワーキンググループにおいて審議を行い、評価書を取りまとめたところです。リスクコミュニケーションといたしましては、オンラインセミナーや報道関係者ブリーフィングを御覧のタイミングで開催したところです。

次のページ、食品安全モニターの報告の御紹介です。昨年度は454名の方にモニターになっていただき、18件の提案をいただいたところです。右半分のところではその案件を分野別、関係省庁別に分類しております。

次のページでは、そのうち主なものということで2つ概要を御紹介しております。紅麹、ベニコウジ色素を使用した食品の安全性について、また、学校給食衛生管理基準について御提案をいただいたところです。

次のページ、研究・調査事業の御報告です。研究・調査事業につきましては、今後5年間の方向性をロードマップという形でまとめておりまして、昨年度その改正を行いましたので、その改正内容を下半分で記載してございます。赤字で書いてございます3本の柱立てで公募、評価、採択等を行っていくこととしております。

次のページ、これは令和5年度、過去に終了いたしました研究事業について事後評価を行いましたので、その結果の一覧でございます。

次のページでは、昨年度において継続していたり、あるいは新規で採択された研究課題の一覧でございます。右下は調査事業でありまして、昨年度は6つの調査事業を実施いたしました。

次のページでは、本年度、令和7年度における研究・調査事業の優先実施課題です。先ほど御紹介いたしましたロードマップの3本の柱立てに沿いまして、より細かくテーマを決めまして公募をいたしました。また、若手枠も引き続き公募を実施したところです。

その結果が次のページになりまして、研究事業は8件ございますが、左の6件が通常枠、右の2つが若手枠でございます。調査事業としては、右下に記載しておりますが、本年度は5件の事業を実施する予定でございます。

次のページ、リスクコミュニケーションの実施になります。42ページ目は概要ですけれども、意見交換会、情報発信、講師派遣等の取組を実施いたしました。

次のページ、まず情報発信でございますが、情報発信については紙媒体、あるいはホームページやネット媒体、それから意見交換会の直接対話という3つのチャンネルで実施をいたしまして、今のページでは紙媒体の広報誌でございますとか、ホームページやSNS等の数字を載せております。

次のページでは、Xで閲覧数の多かった投稿例を御紹介しておりますが、昨年度ではキノコの食中毒、カンピロバクター、ノロウイルスの食中毒などが多く御覧いただいたようでございます。

次のページでは、食品安全委員会のウェブサイト、あるいは公式YouTubeチャンネルで公開した動画について御紹介をしております。

次のページ、解説講座・意見交換会等ですけれども、まずオンラインセミナーといたしまして、アニサキスをテーマに2月に実施したほか、意見交換会では、地方公共団体との共催あるいはそれ以外の意見交換会につきまして、委員の方を中心に講師派遣を行ったところです。また、学生の受入れとしては、左下に記載しております2つの大学から学生を受け入れたところです。

次のページ、リスク管理機関との連携でございますが、児童、消費者を対象とした意見交換会を3つほど、それ以外では、食品中の放射性物質を対象としたリスクコミュニケーションを実施したところです。

次のページ、報道関係者との意見交換会では、PFASあるいはアニサキスのリスクプロファイルなどの機会を捉まえまして、報道関係者との意見交換会を実施したところです。

また、学会でございますが、御覧の2つの学会で御担当の委員に講演いただいたほか、ブース出展も行いまして、食品安全委員会の活動の周知を行ったところでもあります。

次のページ、緊急時対応訓練でございます。昨年度は、実務研修と確認訓練について、御覧のような形で開催をいたしました。

次のページ、食品の安全性の情報の収集・整理でございますが、当委員会では、外国の政府機関や国際機関の発信しております食品の安全性の情報を日々収集しております、その情報を食品安全総合情報システムで企業の方や国民の方に提供しているほか、日報という形でリスク管理機関に提供しております。また、担当者の情報交換でも活用をしているところです。

最後、国際協調の推進でございますが、ホームページにおいて評価書の英訳や評価指針の英訳を随時掲載しているほか、電子ジャーナルを年4回刊行いたしまして、左下に書かせていただいているような論文を掲載いたしました。

また、国際会議への参加では、右側の表にまとめてございますが、このようなイベントに委員や事務局職員を派遣したところでございます。

また、12月には海外専門家招へいシンポジウムということで、US EPAから専門家を招待いたしまして、リスク評価に係る国際的な知見や動向について意見交換を行ったほか、連携強化も図ったところでございます。

雑駁で恐縮ですが、説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(3) その他
---------

○山本委員長 ほかに議事はありますか。

○藤田総務課長 特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、6月24日火曜日14時から開催を予定しております。

また、18日水曜日9時半から「食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループ」が、14時から「栄養成分関連添加物ワーキンググループ」が、19日木曜日14時から「農薬第五専門調査会」が、20日金曜日10時から「プリオン専門調査会」が、14時から「事前・中間評価部会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第987回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。  
どうもありがとうございました。